

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁・官職	派遣先
本間 明日香	高松地方裁判所 判事	オーストラリア連邦

提出書面

平成27年9月24日付け報告書簡

キーワード欄

- オーストラリアにおける法曹養成制度
- 法曹資格取得後の継続的法曹教育の実情
- 裁判官任官後の研修・継続教育の実情
- NSW州司法委員会 (Judicial Commission of NSW) , 法曹教育提供機関 (College of Law) 及びソリシターの弁護士会 (Law Society) の訪問・インタビュー [シドニー]
- ACT州最高裁判所及び裁判官に対する教育機関 (National Judicial College of Australia) の訪問・インタビュー [キャンベラ]
- バリスターの弁護士会 (Victorian Bar) , 法曹教育提供機関 (Leo Cussen) 及び裁判官に対する教育機関 (Judicial College of Victoria) の訪問・インタビュー [メルボルン]

平成27年9月24日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度短期在外研究員（オーストラリア1か月）

高松地方裁判所判事 本間 明日香

平成26年度裁判官短期在外研究報告書

第1 はじめに（標記短期在外研究の概要）

1 期間

平成27年2月12日（木）から同年3月10日（火）まで

2 渡航国

オーストラリア連邦

3 滞在都市（訪問順）

- (1) ニューサウスウェールズ州（New South Wales）シドニー
- (2) 首都特別地域（Australian Capital Territory）キャンベラ
- (3) ヴィクトリア州（Victoria）メルボルン

4 研究目的・内容

本研究の主たる目的は、オーストラリアにおける法曹養成制度の実情を理解することにある。すなわち、①法曹を志す者に対する法学教育を経て、②法律実務家となるための実務的な基礎教育と位置づけられる研修内容（PLT）を確認した上で、③弁護士資格取得後ないしは裁判官任官後の各法曹に対する継続的法曹教育という法曹養成制度の全体像を把握することを目的として本研究を行ったものである。

以下では、法曹教育提供機関等の各関係機関や実務家に対するインタビュー

一調査内容のほか、上記各関係機関から提供された資料等を基に、オーストラリアにおける法曹養成制度を整理したものである。

第2 総論（オーストラリアにおける法曹養成制度の概要）

1 法曹資格取得までの法曹養成制度（Legal Training System）

（1）第1段階：大学教育課程における法曹教育（法学部ないしロースクールにおける教育課程）

オーストラリアにおいて法曹資格を取得するに当たり、日本の司法試験のような統一的な試験は存在せず、Legal Profession Admission Board という公的な団体によって指定された大学の法学部における法学学士（Bachelor of Law、「LLB」と略される。）又は法務博士（Juris Doctor、「JD」と略される。）を取得する必要があり、これが原則的な学業要件になっている（なお、その他に上記団体が直接運営している講座を受講し、試験を受けて必要な単位を取得することによって同様の学業要件を満たすことができる制度があるが、高名な大学の卒業生であることがキャリアに与える影響が少なくないせいか、同制度の利用者は少ないとのことである。）。

大学教育課程における法曹教育の詳細は、次のとおりである。

① 5年間（ないし6年間）の複合学士過程（combined law degree、経済学や商学、芸術、科学等の法律以外の専門分野の教育課程である。）を経て法曹資格を取得するのが基本形態である（なお、当職が訪問したヴィクトリア州のメルボルン大学においては、LLBは存在せず、法務博士（Juris Doctor）コースのみであった。）。

② ①のほか、3年間の法務博士（Juris Doctor）コースを経ることで法曹資格を取得することもできる（日本でいう既習コースは存在せず、他学部出身の学生や社会人出身の学生が指定のカリキュラムを修了することにより、上記学業要件を満たす。）。

③ 大学教育課程における法曹教育（法学部ないしロースクール）において

は、11の必須科目（契約法、財産法、憲法、刑法、証拠法、会社法、法曹倫理等）の取得を要する。

(2) 第2段階：大学教育課程修了後の実務研修（P L T）

オーストラリアにおける法曹資格の取得要件としては、上記(1)の学業要件に加えて、大学教育課程修了後の実務的な研修である Practical Legal Training (P L Tと略される。) という研修を経る必要がある。

上記実務研修の具体的な内容は各州で異なるものの、その概要については、以下のとおりである。

- ① (各州で認可された) 実務研修過程及び法律事務所等における実務研修 (Workplace training)
- ② 12の分野（訴訟法、財産法、商法、職業的責務、弁論能力、口頭による聴取能力 (interviewing), 交渉力, 会計等）における実務研修が義務的である。

2 オーストラリアにおけるM C L E／C P Dのシステム（継続的法曹教育制度）

法曹資格取得後の継続教育について見ると、ソリシターとして活動するためにはソリシターの弁護士会である Law Society に登録をする必要があるが、登録したソリシターは毎年4月から3月末までの間に Law Society が認定するプログラムを一定時間（10時間以上）履修しなければならず、これが登録資格更新の条件となっている（Mandatory Continuing Legal Education、「M C L E」と略される。なお、継続的法曹教育については、その他に Continuing Professional Development 「C P D」という表現が用いられることがあるが、その用語の使い分けについては、インタビューした実務家によれば、経験豊富なバリスターや裁判官に対しては、Educationとの表現が相応しくないとの考え方から、バリスターや裁判官を対象とする場合には、C P Dと表現することが多いようである。）。

- (1) M C L Eにおいては、毎年4月から3月末までの間で10ポイントの取得が義務付けられている。なお、1時間のプログラムにつき1ポイントが認められ、これを10ポイント取得することが必要とされる。
- (2) 10ポイントのうち、最低3ポイント分は次の3分野の必須科目（必修プログラム）から、最低各1ポイントずつ取得することを要する。
- ① Ethics & Professional responsibility（法曹倫理・職業的責務）
 - ② Professional Skills（法律実務家として必要な起案能力や口頭による聴取・表現能力）
 - ③ Practice management&Business skill（法律事務所の経営に必要な素養・技能の研さん）

第3 P L T (Practical Legal Training)について

1 P L Tの概要

前記のとおり、法学部ないしロースクールにおける学業要件を満たした後は、Practical Legal Training (P L T) という実務研修を経る必要がある。この研修の概要については、前記のとおり、その具体的要件が各州で異なるため、例としてN S W州の場合を挙げると、15週間の講習及び75日間の法律事務所等における実務研修で構成されており、その目的は法学部ないしロースクールで学んだことを基に実務的な素養を習得することにある。

P L Tの位置付けとしては、日本でいう司法修習に相当するものといえるが、後記のとおり、P L Tの提供機関には種々の形態があり（なお、代表的なP L Tのプログラム提供機関の多くが民間団体であり、N S W州ではCollege of Law、ヴィクトリア州ではLeo Cussenという機関が大手のものである。）、日本の司法修習に比べると、いかなるP L T提供機関を選択するかのほか、受講の時期や手段に関しても選択の柔軟性が高く、バラエティーに富んでいる一方、カリキュラムとしての統一性は低いことが指摘できる。また、P L Tに必要な学費は全て自己負担である。なお、P L Tにおける法

律事務所等の実務研修先は自ら確保しなければならないところ、受入可能な法律事務所等の数が法曹人口に実質的に制限をかけている状況がある（現在、法学部ないしロースクールの数が増加していることから、法曹資格取得後の就職先を見つけるが難しいのはもちろんであるが、それ以前に P L T の実務研修先を確保すること自体が難しい状況であるとのことであった。）。

そして、 P L T を終了した後、州最高裁から Officer of the Court として認証を受けることにより法曹実務家としての資格を取得できるが、実際に弁護士として活動するためには、更に弁護士会（ソリシターの弁護士会は Law Society）に登録する必要がある。また、ソリシターとして登録した後も 2 年間は経験のある法曹の指導監督の下で実務経験（supervised legal practice）を経なければ単独で事件を受任することはできない。なお、就職先の法律事務所において 2 年間の執務をした後、直ちに独立をするケースはあまり多くないようである。

2 P L T の実情

(1) P L T については、前記のとおり、 NSW 州では 15 週間の講習と 75 日間の実務研修がスタンダードになっている。

P L T は、法学部ないしロースクールでの理論教育とは異なり、あくまで実践を通じて法曹としての実務的素養を育むものと理解されている。したがって、上記 15 週間における講習の内容も各分野の実務を学ぶという実務に即した実践的なカリキュラムになっている。

(2) P L T のプログラムに関して強調されていた特色としては、カリキュラム全体を通して指摘されていたところであるが、実務家としての書面作成能力だけでなく、コミュニケーション能力（法廷での弁論能力《Advocacy Skills》やディスカッション能力のほか、法律相談で相手の話を聴取したり説明したりすることに関する能力や交渉能力などを含む。）を習得するという点に重点が置かれており、模擬裁判等の評価（フィードバック）も

口頭によるコミュニケーション能力の比重は小さくないとのことであった。ただし、演習形式の授業の採点方法は合格か不合格かという観点からのみのものであり、ここでいう評価とは、相対的な点数を意味するものではなく、主として本人に対するフィードバックという意味で考えられているようであった。

3 NSW州の代表的PLT提供機関であるCollege of Lawの教育内容等

(1) College of Lawについて

College of Lawは、1974年にNSW州のLaw Societyによって設立された民間団体であり、1990年代に法曹教育を提供する母体を国家的に統一しようという政策が始まるまではNSW州において唯一のPLT提供機関であった。現在は、各教育機関が州を跨いで教育サービスを提供することができるようになっており、College of LawのPLTはヴィクトリア州においても利用可能であるし、また、他の州の様々なPLT提供機関がNSW州でも利用できるようになっている。NSW州には35の法学部があり、毎年8000人程度の卒業生が輩出されるところ、事業としての規模はそれなりに大きいようである。

(2) 前記のとおり、PLTは、あくまで実践を通じて法曹としての実務的素養を育むものと理解されており、College of Lawにおけるプログラム内容も、各分野の実務を学ぶカリキュラムになっており、また、経験のある実務家を講師としながら模擬裁判などの演習を通じて双向型(Interactive)の教育ができるように工夫されている。

さらに、College of Lawにおいては、遠隔地の受講生や通学の時間を節約したいといった受講生の要望に応じた教育ができるよう多くの科目がオンラインで受講できるようになっており、オンラインで受講する受講生の割合は全体の80%を超えていている。オンライン教育といっても、講義の録画をストリーミングするといったものではなく、専用のウェブサイトでチュート

リアルを見ながら法律相談に対する選択肢を選んだり、法律書面のドラフトといった課題をウェブ上で提出し、これに対する講師からのフィードバックを受けるというような形態による双方向型のカリキュラムを目指した作りになっている。また、オンライン受講が多勢になった現在でも、模擬裁判等の科目は対面式で実施しなければならず、College of Law の施設内に設けられた複数の法廷教室が利用されている。

(3) さらに、College of Law は、PLT の講習以外にも、ソリシターやバリスターの継続教育（後記のMCLE／CPD）のプログラムも提供している他、オンライン受講によるLLM（Master of Laws）コース（College of Law が、政府から一定の学位を授与する権限に関する認証を受けた上、受講生に対する学位授与を可能にするサービスである。学位授与の権限が大学に限定されていないことであった。）も設けており、各法曹が仕事をしながら専門性を高めるための教育サービスを受けることが可能になっている。

4 ヴィクトリア州の代表的PLT提供機関であるLeo Cussenの教育内容等

(1) Leo Cussen は、1972年に設立された非営利法人であり、PLT のプログラム及びCPD（Continuing Professional Development）を提供する代表的な機関である。その他、新任の法律実務家(lawyer)だけでなく、シニアの法律実務家に向けたワークショップ等の専門的な教育プログラムを提供している。

(2) PLT に関するコースは、24週間で構成され、うち3週間は法律事務所等における実務研修となっている。Leo Cussenにおいても、PLT のプログラムについては、オンサイトだけでなくオンラインでも受講が可能であるが、すべてをオンラインで受講することはできず、16日間のオンサイトでの受講が必要である。この点、インタビューした Leo Cussen の Executive Director である Loftus 氏によれば、Leo Cussen においては、オンサイ

トでの対面型の講義を重視しているようであり、他のPLT提供機関に比し、オンラインで受講可能なコースや時間を限定しており（なお、Leo Cussenで提供するオンラインでの講義は、プログラムを視聴するという形態のものであり、College of Lawで紹介したような、双方向型（Interactive）のカリキュラムはないとのことであった。），また、当職が訪問した当時、CPDに関しては、オンラインで受講できるコースは存在していなかった。ただし、現状でもオンラインで受講可能なPLTのコースは人気があって、そのニーズも高いことから、今後、オンラインで受講可能なカリキュラムを増やす方向で検討しているとの説明があった。

第4 MCLE/CPDのシステム（継続的法曹教育制度）について

1 ソリシター（solicitor）とバリスター（barrister）の職務上の差異等について

- (1) ソリシター（solicitor）は、lawyerのうち法律事務所に勤務し、依頼者から直接委任を受けて、刑事民事の問題に関する法的アドバイスを提供したり、契約書・不動産売買関係書類等の法的書面の作成及び交渉などを主に行う。また、訴訟においては、ソリシターが依頼者から直接の委任を受けて、事実関係を聴取して証拠収集等の訴訟準備を行った上で、法廷における弁論活動をバリスターに委任する。
- (2) バリスター（barrister）は、法廷における口頭弁論（advocacy）を中心として、ソリシターに対する専門性の高い法的アドバイスの提供も行う。バリスターは、基本的には依頼者から直接委任を受けることはなく、上記のとおりソリシターが準備した内容に基づく説明（brief）を受けて、法廷での口頭弁論を行う。バリスターについては、独立採算制を探っており、また、若手ベテランを問わず各自の執務室（chamber）を有するなど、各自の独立性が強く、組織性はソリシターに比して希薄といえる。ただし、独立採算制とはいえ、フロア単位で執務スペースを共有するなどの経費分担や、専門知識

の共有や教育の蓄積を目的として、バリスター相互で柔軟に相談することも慣行となっており、バリスター同士の人間関係は密接であるといえる。

2 ソリシターに関する継続的法曹教育について

(1) ソリシターに対する義務的法曹継続教育（MCLE）について

前記のとおり、ソリシターとして活動するためには、ソリシターの弁護士会である Law Society に登録をする必要があるが、ソリシターの登録資格更新の条件として、毎年 4 月から 3 月末までの間に Law Society が認定するプログラムを 10 時間以上履修しなければならない（MCLE [Mandatory Continuing Legal Education]）。

また、2 年の実務経験を経たソリシターが、独立開業する際には、LPM (legal professional management) という 3 日間のセミナーを受講することが義務となっている。

さらに、NSW 州の Law Society においては、認証専門家（Accredited Specialist）という制度がある。この専門家認証を受けることにより、Specialist Accreditation のロゴを使用するなど、当該分野の認証専門家であることを看板にして顧客獲得を促進することができ、また、依頼者としても信頼できる専門家に容易にアクセスできるようになるといった点に利点がある。

なお、認証専門家（Accredited Specialist）制度の内容及び MCLE に関しては、次の事項が指摘できる。

- ① 専門家認証（Specialist Accreditation）は、2, 3 年毎に、14 の分野（商事取引法、税法、少年法、商事訴訟、刑法、紛争解決、労働法、家族法、行政法、移民法、建築関係法、名誉毀損、不動産法、遺言・相続法）で付与されている。
- ② 認証専門家は通常の MCLE の 10 ポイントに加え、更に当該分野に関する 10 ポイントを受講しなければならない（合計 20 ポイント）。

(2) ソリシターに対する継続的法曹教育の提供機関について

Law Society はMCLE のポイント取得の方法を広く柔軟に認める方針であるため、ポイントの取得方法（提供機関）は多岐に渡っているが、主なものとして①Law Society の提供するプログラムの受講、②大学や民間のMCLE 提供機関の提供するプログラムの受講、③（Law Society からポイントとしてカウントすることを認証された上で）自ら所属する法律事務所等でセミナーを開催する、④（Law Society からポイントとしてカウントすることを認証された上で）海外の会議やシンポジウムに出席する等の例が挙げられる。

(3) 上記各提供機関における教育内容、プログラム等

① Law Society の提供するプログラムについて

NSW州の Law Society に登録しているソリシターは現在約 2 万 8 0 0 名程度であるが、そのうち半分以上が中小規模の法律事務所所属の弁護士、10% 程度が大規模な法律事務所に所属する弁護士、20% はインハウスロイヤー、10% が政府に雇用されている弁護士である。Law Societyにおいては、ソリシターとして登録することに加え、メンバー料金を支払ってメンバーシップを取得することにより、弁護士会の会議室や Law Society が主催する MCL E の無料受講などのサービスが得られる（なお、Law Society に登録する弁護士の約 95% がメンバーになっているとのことであった。）。

Law Society が主催する MCL E のプログラムの特徴としては、前記のとおり、Law Society のメンバーシップを取得していれば、プログラムを無料で受講できることが挙げられる。また、後記のとおり、大規模な法律事務所に所属する弁護士は、その所属する法律事務所が主催するプログラムを受講することが大多数であるため、Law Society が主催する MCL E のプログラムを受講する弁護士は、中小規模の法律事務所に所属する弁護

士が多く、そのような受講対象者である弁護士の個別のニーズや実情を考慮したプログラムを企画していることが挙げられる。

たとえば、都市部を離れた中小規模の法律事務所に所属する弁護士の職域は、家族法・相続法・不動産取引・刑事法が主なものになるが、遠隔地の弁護士がこれらの分野の最新判例をフィードバックできるようなオンライン・プログラムが企画されている。また、若手弁護士が基本的な Advocacy Skills (法廷弁論技術) を向上させられるように裁判官を呼んで模擬裁判をするなどの工夫がされている（なお、事実上の問題として、法廷での弁論はバリスターの領域であるという情勢は残っているものの、現在は、ソリシターとバリスターの職域は制度的には廃止されており、ソリシターも、主に家族事件や訴額が高くない民事訴訟においては法廷での弁論活動をすることが少なくなく、Local Court は勿論、District Courtにおいてもソリシターが法廷で弁論をしていることが珍しくない。）。

その他、独立して新規に法律事務所を立ち上げる弁護士に対しては 3 日間の Practice management のプログラムが義務付けられている他、経験のある弁護士向けに認証専門家となるためのアドバンス・プログラムや産育休明けのソリシター向けに最新の判例情報等の情報をアップデートする Refresher Program というプログラムも存在する。

これらの工夫においては、弁護士自身の能力の向上・キャリアアップを促進するという側面があるが、依頼者側が司法に対して適切なアクセスができるようになるという公益的な目的も含まれている。

その他、Law Society の考え方として、遠隔地で受講する弁護士にもなるべく双方向型でのプログラムに参加してほしいという趣旨で、Law Society の提供するプログラムのうち、ポッドキャスト (podcast) によるビデオ視聴型の形態でのプログラム受講により取得できる MCLE ポイントは、5 ポイントまでに制限されている。

② 大学や民間のMCLE提供機関の提供するプログラムについて

Law Society が主催するプログラムのほか、Law Society から認証を受けて MCLE のプログラムを提供する機関が多い。

前記の College of Law を初めとする民間団体は多数のプログラムを提供しており、1 ポイントあたり 100 豪ドル以上するのが通常である。他州に本拠地を置く教育機関であっても Law Society が認証さえすればポイントとして認められる（他州に本拠地を置く教育機関の大手としては、前記のとおり、ヴィクトリア州の Leo Cussen がある。）。また、NSW 州立大学など、いくつかの大学も MCLE プログラムを有料で提供しており、元々の母体が法学教育に関する機関であれば、このようなプログラムを提供するのは容易であり、MLE の受講が義務的であることに照らせばビジネスの観点から効率的であるともいえる。

なお、これらのプログラムの中には、やはりポッドキャスト (podcast) によるビデオ視聴型のプログラムもあり、MLE にあまり意欲的でない弁護士の中には、受講を申し込むだけでビデオを視聴しながら電子データで送付される修了証だけを保管するということもないわけではないようであった。

③ 自ら所属する法律事務所等でのセミナーの開催

一定規模以上の大規模の法律事務所は、Law Society より認証を得ることにより、法律事務所内で開催するセミナーやカンファレンスを MLE のポイントに換算することができるシステムがあり、主として大手法律事務所に所属する弁護士はこの手段によってポイントを取得することが多いとのことである。例えば、法律事務所内の一定分野のプラクティスチームが当該分野の最新判例やタイムリーなトピックを取り上げて研究会を開催することがあり、研究会の内容等によっては、テレビ会議の方法により、他の州にある上記法律事務所の支部と協議したり、他の機関やバリスター

と共同で開催することもある。法律事務所によっては定期的にこのような研究会を開催しており、MCLEの制度を積極的に活かして事務所内の研究活動を活発化させている。この方法のメリットとして受講料がかからないことも挙げられるが、それよりも研究会の構成員が事務所の同僚という点で職場のコミュニケーションが円滑になることや、自らの専門分野に関する活発な情報交換や中身のある議論が期待できるといった点が指摘されていた。

④ 海外の会議やシンポジウムへの出席

また、海外で開催される法曹向けの会議やシンポジウムに出席することでポイントにカウントされるというシステムもあり、このような場に赴くことに対して積極的な弁護士は様々な国際経験を通じてMLEのポイントとしている。

このように、MLEに対して意欲的な弁護士は、セミナーにおける積極的なディスカッションや海外法曹との交流を通じて自らの知見を広めているようである。すなわち、認証専門家として、年間20ポイントを取得しなければならない立場にある弁護士などは、プログラムの受講という受動的な方法よりも、セミナーを積極的に開催したり会議に参加したりするなどの方法で、効率的にポイントを取得しようとするインセンティブが働いているようである。

(4) MLEのポイントに関するチェック体制について

MLEに関するプログラムの履修状況等の確認方法についてであるが、ポイント取得を証する修了証(Certificate)を毎年提出する義務を負っているというわけではなく、数年に一度、無作為に弁護士会からの監査が入るというものである。上記監査によって履修状況に疑惑が生じた場合は警告があるが、直ちに資格更新が認められないわけではなく、数か月の猶予期間が与えられた上で、その間にポイントを取得することが可能である。そして、

その後の更なる監査において、上記猶予期間内においても必要な履修が確認できない場合は更新が認められないという比較的緩やかなチェックシステムになっているようであり、インタビューした実務家によれば、上記猶予期間経過後においても、更にポイントを取得できなかったケースを聞いたことはないとのことである。

このように、義務的法曹継続教育とはいっても、厳格に義務化されているわけではなく、また、1単位1時間のトレーニングを10単位取得するという要件や、そのポイントの取得方法も柔軟性が高いことなどから、実務家にとっては、それほど負担感のある内容ではないとのことであった。ただし、中小規模の法律事務所に所属する弁護士のうち、Law Society のメンバーシップ登録をしていない者にとっては、ポイントを取得するために履修するプログラムの受講料が負担となる場合もあるようであった。

3 バリスターに関する継続的法曹教育について

(1) バリスターの資格取得要件

Victorian Bar（ヴィクトリア州におけるバリスターの弁護士会）の Vice-Chairman である O'Callaghan 氏によれば、バリスターの資格を取得するためには、法曹資格を習得した後、①バリスターの弁護士会が実施する司法試験（Bar Examination）に合格し、②Readers Course ないし Reading program と呼ばれる特別な研修（2か月の集合研修と7か月の実務研修で構成される。）を経ることが必要になる。

① Bar Examination についてであるが、試験科目は民事手続法、刑事手続法、法曹倫理、証拠法の4科目であり、3時間の試験において択一式、小問式及び論文式の問題により構成されている。Bar Examination は、毎年2回試験が実施され、志願者は、各回100名～110名程度である。正答率75%以上が最低限の合格要件であり、合格者は、上記志願者のうち約30名～40名である。したがって、毎年合計約60名～80名のバリ

スターが新たに誕生しているとのことであった。

② Readers Course は、1982年頃に設けられた制度であり、それまでには、新任のバリスターに対する指導教育制度は、メンター (mentor) と呼ばれる指導役のバリスターから直接指導を受けるという徒弟制度のようなシステムであったが、指導役の違いによる不公平等が指摘されたため、弁護士会による2か月の集合研修が誕生した。

2か月の集合研修については、法廷弁論技術 (Advocacy Skills) を磨く訓練が重視されており、提供されるプログラムは非常に実務的な内容であるところ、当職が見学した Readers Course のプログラムにおいては、高名なQC (Queens Counsel) を講師として招き、反対尋問に関する講義が行われていた。その講義内容は、誘導になりにくい尋問技術 (5W1Hによる疑問形での質問) を心掛けること、視覚的なイメージで記憶を喚起させること (visual memory) や、裁判官に分かり易く説明し議論するためには、最初に結論を述べた後に理由を説明することなどという具体的かつ実践的な弁論技術を教えるものであり、当職も実務家として非常に参考となる内容であり感銘を受けた。また「Communication Skills」というプログラムでは、パフォーマンストレーナーを招いて、発声、姿勢等、法廷における立ち振る舞いを学ぶというプログラムも提供されていた。

③ Readers Course における7か月の実務研修においては、10年以上の経験を有するバリスターを指導役 (mentor) として担当してもらう必要があるが、バリスターについても指導役 (mentor) の供給数によって人数に縛りがかかることになっており、実際にバリスターを志望する者は司法試験の受験に先立って指導役 (mentor) を確保している場合が多いようである。

④ そして、バリスターとして12年から20年程度の実務経験を経て、州最高裁による認証の下、QC (Queens Counsel) ないしSC (Senior

Counsel, 1999年11月以降に任命された場合は、SCとなる。)に任命される。

(2) バリスターに関する継続的法曹教育について

バリスターの弁護士会である Bar Association も Law Society と同様に、毎年4月から3月までに10ポイントを取得しなければならないという義務的な法曹継続教育制度を設けている(なお、前記のとおり、バリスターに関する継続的法曹教育についてはCPD(前記の Continuing Professional Development)という呼称を使うのが一般的のようである。)。

(3) バリスターのCPDポイント取得方法、プログラム提供機関等

CPDのポイントの取得方法としては、Bar Association が提供するプログラムを履修したり、民間のセミナーを受講することも可能であるが、論文等の出版、最新の法律問題に関する報告書の準備、バリスターの弁護士会(各州あるいは全豪)における委員会のメンバーとしての活動、自主的なセミナーの開催や、ソリシターを対象としたセミナーに講師として招かれて講義をすることによるポイント取得も可能であって、ソリシターに比し、そのポイントの取得方法は更に多岐にわたる。この点、ポイントの割当については、プログラムの履修・セミナーの受講が1時間で1ポイントなのに対し、講師として講義した場合は、同じ時間で3ポイントが取得可能であり、論文や法律問題の報告書等の準備においても、2ポイントから3ポイントを取得できる場合がある。もっとも、Bar Association 提供のプログラムは費用がかからず、プログラムの内容も専門性の高いものが必要になることから、Bar Association 提供のプログラムでポイントを取得するバリスターも少なくないとのことである。

(4) CPDに関する教育プログラムの内容等について

前記のバリスターとソリシターの職務上の違いを反映してプログラムに一定の違いはある。

まず、ソリシターとの相違という観点からバリスターの特徴を挙げると、第1に法廷弁論技術（Advocacy Skills）に重点が置かれていること、第2にバリスターは個人での独立採算制であること（経費共同によって職場環境を共有することはあっても究極的には個人で行うビジネスであり独立性が強い）、第三にそれぞれの分野の専門性が高く、同分野のソリシターとの繋がりがビジネス上重要であるといった点が指摘できる。

例えば、基礎教育の Readers Course で行われる 2か月間の集合研修のほとんどは法廷弁論技術を磨くための研修にあてられている。

また、継続教育である C P Dにおいては、以下の 4つのグループから最低 1 ポイントを必修として取得しなければならないとされている。

- ① Ethics & Professional responsibility (法曹倫理・職業的責務)
- ② Professional Skills (法律実務家として必要な起案能力や口頭による聴取・表現能力)
- ③ Substantive Law (実体法)
- ④ Practice management & Business skill (法律事務所の経営に必要な素養・技能の研さん、なお、税務申告については年に数回行う必要があるため、独立採算制を採るバリスターにとっては、特に切実な知識として重視されているとのことである。)

第5 裁判官任官後の継続教育

1 裁判官の継続的法曹教育の概要

(1) 裁判官任官までの手続等について

裁判官については、州裁判所の場合、各裁判所において欠員が生じる度に、同裁判所の長官によりバリスターの中から新たな裁判官を指名された上、州の法務大臣より任命されるというのが原則形態であり、多くは 20 年以上の実務経験がある者が就任するのが慣例となっている。

これに対し、治安判事裁判所（連邦治安判事裁判所及び各州の治安判事裁

判所の双方を含む。) の治安判事に指名されるには法曹資格は不可欠ではない (Local Court Act 2007 S13)。

(2) オーストラリアでは法曹一元制の下、裁判官は欠員の生じたポストに対し、当該分野で経験豊富なバリスターが採用されることが多いため、継続教育制度もソリシターやバリスターとは自ずと異なっている。

2 首都特別地域（A C T）の National Judicial College of Australia

National Judicial College of Australia は、2005年に全豪の裁判官及び治安判事を対象として専門職としての成長・研さんための活動を開始した全国的な団体組織である。

裁判官を対象としたプログラムとして代表的なものとしては、全豪の新任裁判官を対象としたオリエンテーションプログラムのほか、ビジネスの分野でリーダーの立場にある者を講師として招いた Judicial Leadership Program を提供するなどしている。

この点、裁判官は、経験豊富な実務家から選ばれるため、上記オリエンテーションプログラムにおいては、知識を提供する内容のものではなく、身体及び心的な健康を題材にしたプログラムのほか、判決書の書き方といった実務的な技術を習得させるような内容になっているとのことであった。

3 N S W州司法委員会（Judicial Commission of NSW）

(1) N S W州裁判所における裁判官・治安判事の継続教育の仕組みは、各裁判所で設立されている教育委員会（裁判官と一般職の管理職で構成されていることが多い。）においてプログラムを企画し、実際の運営をN S W州司法委員会（Judicial Commission of NSW）に実施してもらうことになっている。N S W州司法委員会は、1987年に設立され、①裁判官及び治安判事に対する継続的な法曹教育の実施、②刑事事件の量刑調査と発表、③裁判官及び治安判事に対する苦情の受付と調査という3つの活動分野を有する公的な団体である（N S W州最高裁長官が委員長を務めている。）。

裁判官に対する教育を目的とする組織としてはオーストラリアで初めて設立されたものであり、現在は他にヴィクトリア州の Judicial College of Victoria や、前記のとおり A C T の National Judicial College of Australia が、N S W 州司法委員会と同様の活動を行っている組織として挙げられる。

(2) プログラムの内容は新たに就任した裁判官や治安判事に対する 5 日間のオリエンテーションプログラム（インタビューした裁判官の複数が、*baby judge program* という表現で説明されていたプログラムであり、National Judicial College of Australia 等と共同して開催している。）や毎年開催される裁判官会議（大きなホテルに泊りがけで実施されるそうである。）が中心になるが、他にも個別のテーマに沿って企画されたワークショップもあり、たとえば判決起案、法廷での振る舞い方、職場でのコミュニケーション・ハラスメントに関するものの他、ジェンダーの問題やアボリジニの文化に対する理解を深めるためのセミナーも存在する。

これらのプログラム全体を通じて裁判官のコミュニケーション能力の向上は特に重視されており、例えば裁判官が仮想事例に基づいたロールプレイを行い、経験のある裁判官や心理学やコミュニケーションの専門家 (Education Director として非法律家の教育コンサルタントが常勤で必ず 1 名以上いる。) からのアセスメントを受けることもある。また、法廷での振舞い方 (Courtroom Communication) に関しては、N S W 州司法委員会が受け付けた苦情の内容に基づき、裁判官全体向けのセミナーという形で事例を設定することもある。

これらの研修は義務的なものではなく参加は任意となるが、そもそも各裁判所の教育委員会のメンバー（裁判官）が自主的に企画しているものであることもあり、参加率は高い。その他、裁判官は国内外を問わず会議やシンポジウムに出席したり講演をしたりする機会が多く、当然ながらこれ

らは個々の研鑽に繋がっている。

(3) また、 NSW州委員会は、上記プログラムを提供するだけでなく、ベンチブック（訴訟指揮や陪審裁判での陪審員に対する説示の方法、法廷における裁判官の立ち振る舞い方や量刑等、裁判官としての仕事の手法が記載されている。）等仕事の要領に関する資料を提供している。上記ベンチブックは、民事刑事の各手続のほか12の分野で作成されているそうであるが、特に刑事手続に関するベンチブックについては、有益な情報が提供されているものとして、裁判官の多くが参考にしているようであり、ある裁判官から見せて頂いたベンチブックには、マーカーで印が付けられ、付せんが貼られるなどしており、実際に活用している様子がうかがえた。一方で民事の分野に関するベンチブックは使い勝手が良くないようで、きちんと読んだことがないという裁判官も少なからず見受けられた。

4 VIC州の Judicial College of Victoria

(1) Judicial College of Victoria は、Judicial College of Victoria Act (2001)に基づき設立され、2002年に活動を開始した公的な団体である (Supreme Court, County Court, Magistrates' Court, Coroners Court, VCAT の各長が、Judicial College of Victoria の理事会のメンバーとなっている。)。裁判官及び治安判事を含むすべての職員に対する継続的な法曹教育の実施のほか、裁判所の協力の下で刑事事件の量刑調査を行っている。

法曹教育の対象者は、ヴィクトリア州の6裁判所 (Supreme Court, County Court, Magistrates' Court, Coroners Court, VCAT: Victorian Civil and Administrative Tribunal, Children's Court) の裁判官や治安判事だけでなく、レジストラー (registrar) 等の職員を含み、すべての職員に対する教育及び専門的な能力向上を目指している。

(2) 裁判官等に対する研修の内容は、義務的なものではないが、10時間の

参加が推奨されており、そのプログラムの内容は、法改正に関するものや、関心の高い法的問題を取り上げることが多いとのことである（最近のトピックとしては、中国との経済的取引の増加に伴う法律問題が取り上げられたことが紹介された。）。

また、オンラインによるプログラムとして、ACTの National Judicial College of Australia と共同して行ったり、ニュージーランド、カナダ、アメリカ等と国際的な協議を行うこともあるとのことであった。

さらに、インタビューで印象に残ったものとしては、健康的に職務に向き合うことを目的とし、裁判官を対象にした *judicial wellbeing* に関するプログラムを提供したところ、多数の裁判官が参加し、また、その関心の高さに驚いたとのことである。裁判官を対象とした同種のプログラムはこれまで多くなかったが、健康であることが良い判断につながるとの考え方の下、ストレスへの対処法等をテーマにした *wellbeing* に関する研修を継続しているとのことであり、大変に興味深い内容であった。

第6 最後に

本研究は、法曹を志す者に対する大学教育を経て、法律実務家に対する基礎的研修から継続的法曹教育に至る、オーストラリアにおける法曹養成制度の全体像を調査することにあったが、その特徴として、上記各過程ないしソリシター・バリスター・裁判官の各実務家に共通して指摘できることは、コミュニケーション能力（口頭での表現力や聴取能力・対話力）に対する研さんが重視されている点である。

司法制度改革により新たに導入された法科大学院を基本とする日本における現在の法曹養成制度においても、口頭での表現力に比重が置かれていることに照らすと、オーストラリアにおけるソリシターやバリスターに関するMCLE/CPDのプログラム内容はもちろん、裁判官に提供されているベンチブックには、法廷での立ち振る舞い方や説示の方法が具体的に示されてい

たり、裁判官に対する苦情の内容を参考にした教育プログラムが提供されるなどしている点は、日本における法曹教育においても参考となる面も多いよう感じた。

今回の1か月間にわたる短期在外研究においては、各訪問先で温かく迎え入れて頂き歓待を受けたほか、多くの実務家と面談する機会に恵まれて貴重な情報に触れることができ、非常に充実した調査となった。このように充実した訪問や実務家との面談を実現することができたのは、ひとえにオーストラリアにおいて長期在外研究中であった在シドニーの渡貫昭太裁判官、在キャンベラの朝木里美調査官、在メルボルンの小林絢裁判官（訪問順）による各都市滞在中の訪問先の選別・調整等に御尽力頂いたお陰であり、大変感謝している。また、最高裁判所事務総局秘書課の皆さんからもご援助頂き有り難く感じている。

この場を借りてこれらの皆さんに厚く御礼申し上げます。

また、当職がインタビューをさせて頂いた裁判官を始めとする多くの実務家は、その職務に誇りと自信を持ち、調査内容のみならず、裁判所や法曹関係者の実情に関する様々な情報を提供してくださるなど、生き生きと職務に取り組む姿には大いに刺激を受けたところであり、これにより自らの職責を振り返り、裁判官としての在るべき姿について考え直す良い契機となった。

今回の在外研究を通じて得た経験や知識を、今後の裁判所の発展と自らの研さんのために生かせるよう、更に努力を重ねて参りたい。

以上